

鳥取縣公報

條例

◆鳥取縣條例第十號

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十六號副出納長、選挙管理委員会書記及び監査委員書記の定数條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

副出納長、選挙管理委員会書記及び監査委員書記の定数條例中改正條例

第一條中 監査委員書記「二人」を「四人」に改める。

附 則

この條例は昭和二十四年三月一日からこれを適用する。

昭和二十四年三月四日 金曜日
第 千 九 百 九 十 号

本書ノ大キサハ國定規格

◆鳥取縣條例第十一號

鳥取縣種牡畜検査條例を次のように定める。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣種牡畜検査條例

第一條 この條例において種牡畜とは豚、緬羊及び山羊の牡でこれを種付（人工授精を含む、以下同じ）に供用する目的で知事から種牡畜証明書の交付を受けているものをいう。

第二條 種牡畜証明書の交付を受けたものでなければ種付に供用することはできない。

第三條 種牡畜検査を受けようとする者は、豚は毎年三月末日及び八月末日までに、緬羊及び山羊は毎年七月末日までに第一号様式による種牡畜証明書交付申請書を知事に提出しなければならない。

第四條 種牡畜検査委員は知事がこれを任命又は委嘱する。

第五條 種牡畜検査はこれを定期種牡畜検査と臨時種牡畜検査とにわけ。

定期種牡畜検査は豚については毎年四月及び九月、綿羊及び山羊については毎年八月に施行する。

臨時種牡畜検査は知事が必要と認められた場合に随時これを実施する。

検査の期日及び場所は定期種牡畜検査のときは予め告示し、臨時種牡畜検査のときは所有者又は管理者(以下飼養者という)に対し予め通知する。

検査は知事が種牡畜検査委員二名以上をして行わせる。この検査委員の中少くとも一名は獣医師でなければならぬ。

第六條 種牡畜検査の合格基準を次のように定める。
一、家畜傳染病予防法第一條第一項に規定する傳染病及びこれらの疑症、その他特に悪質の疾病のないも

二、豚は満十箇月、綿羊及び山羊は満十二箇月以上のもの。

第七條 検査に合格した種牡畜には左耳に第二号(一)(二)(三)様式の耳標をつけ、その飼養者に対しては第三号様式の種牡畜証明書を交付する。

第八條 種牡畜証明書の有効期間は一箇年とする。但し天災その他やむを得ない事由により検査を行うことができないときは、知事は六箇月以内の期間を限りその有効期間を延長することができる。

種牡畜証明書の有効期間内と雖も疾病その他の事故により種牡畜として不適当と認められたときは証明書の効力を停止し又は取り消すことがある。

第九條 種付をするときは種牡畜の飼養者は種牡畜証明書を携帯しなければならぬ。

種牡畜証明書は種牡畜検査委員又は種付を受けようとするものから請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

第十條 次の場合においては種牡畜の飼養者は二十日以

種牡畜証明書を知事に返納しなければならない。

一、種牡畜証明書の有効期間が満了したとき。

二、種牡畜がへい死したとき。

三、種牡畜の用を廃止したとき。

四、証明書の効力を停止又は取り消されたとき。

第十一條 種牡畜の飼養者に異動を生じ又は住所氏名を変更したときは、飼養者は旧証明書を添附し証明書の書換を申請しなければならない。

証明書又は耳標を遺失したときは二十日以内にその書換又は再交付を知事に出願しなければならない。

第十二條 種牡畜の飼養者は第四号様式の種付台帳を備え、第五号様式の種付報告書を毎年三月末日までに知事に報告しなければならない。

種牡畜の飼養者は種付を受けた牝畜の所有者から種付証明書の交付を請求されたときは、第六号様式によりこれを交付しなければならない。

第十三條 知事は種牡畜検査委員並びに種牡畜の飼養管理、種付成績及び家畜傳染病、その他悪質の疾病に付

随時検査を行わせることがある。

この場合種牡畜の飼養者はこの検査を拒むことはできない。

第十四條 この條例により知事に提出する書類は所属地方事務所を経由しなければならない。

第十五條 種牡畜検査を受けるものは次の検査手数料を縣に納入しなければならない。

但し知事が必要があると認められたときはこの限りではない。

一、豚一頭につき四百円
二、綿羊及び山羊各一頭につき五百円

第十六條 第二條、第九條及び第十三條の規定に違背した者は、壹万円以下の罰金又は科料を科する。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

但しこの條例公布の日において既に種付に供用している種牡畜は向う三十日以内に種牡畜証明書交付申請書を提出しなければならない。

01088

第一号様式

種牡畜(豚、綿羊、山羊)証明書交付申請

- 一、種類
- 一、名号
- 一、生年月日
- 一、血統(母父)

右種牡畜検査を受けたので申請します。

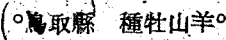
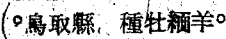
年 月 日

住所 氏 名

鳥取縣知事 殿

第二号様式(耳標)

- (一)種牡豚
- (二)種牡綿羊
- (三)種牡山羊



第三号様式

種第 号

種牡畜(豚、綿羊、山羊)証明書

那 町字

飼養者氏名

- 一、種類
- 一、名号
- 一、生年月日
- 一、血統(母父)

昭和 年 月 日生

右種牡畜(豚、綿羊、山羊)たることを証明する。

昭和 年 月 日

鳥 取 縣

有検査効年月日 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名

昭和 年 月 日 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名

至自 昭和 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

01089

第四号様式

種牡畜(豚、綿羊、山羊)種付台帳

- 種牡畜の種類
- 種牡畜の名号
- 生年月日
- 血統(母父)
- 飼養者氏名
- 配合牝畜

種類	名号	飼養者種付台帳	種付回数	分年	産仔頭数	備考
		住所氏名	年月日	1回 2回 3回	年月日	

第五号様式

種牡畜(豚、綿羊、山羊)種付報告書

種牡畜の種類 名号 生年月日 飼養者住所氏名

昭和 年 月 日

第六号様式

種牡畜種付証明書(豚、綿羊、山羊)

- 一、牝畜飼養者住所氏名
- 一、配合牝畜種類
- 一、配合牝畜名号
- 一、配合牝畜生年月日
- 一、種付年月日
- 一、種牡畜名号

右種付したことを証明する。

昭和 年 月 日

種牡畜飼養者住所

氏 名

種類	名号	飼養者種付台帳	種付回数	分年	産仔頭数	備考
		住所氏名	年月日	1回 2回 3回	年月日	

鳥取縣條例第十三號

境港港灣施設使用料條例を次のように定める。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

境港港灣施設使用料條例

第一條 この條例において港灣施設とは、上屋、野積場、物揚場、けい船、岸壁、けい船さん橋、その他知事の指定したものをいう。

第二條 港灣施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

第三條 港灣施設の使用許可は、使用申込の順位に依る。知事において、公益上必要があると認めるときは、許可の順位を変更し又は既に許可した使用の停止若しくは制限をすることができる。

第四條 港灣施設を使用する者に対しては、次の使用料を徴収する。

- 一、上屋 十平方メートルにつき 一、〇〇円
- 二、野積場 同 同 〇、五〇
- 三、物揚場 同 同 〇、四〇
- 四、けい船岸壁及びけい船さん橋
 - 登簿とん数 五とん以上の船舶
 - けい留二十四時間以内 登簿とん数 一とんまで 〇、二〇
 - けい留二十四時間を超え 同 〇、一〇
 - 石数で積量を表示する船舶は、積石十石を一とんとして計算し、十石未満の数は十石として計算する。
- 第五條 使用の許可を受けた者は、使用料を納付した後でなければ使用してはならない。
- 第六條 港灣施設の使用許可を受けた者が、使用しないことがあつても、既納の使用料はこれを還付しない。但し第三條の規定によつてその使用の停止若しくは制限

限したときは、この限りではない。

第七條 次に掲げる船舶中第一号、第二号は使用料を免除し、第三号、第四号はこれを減免することができる。

- 一、官公署用の船舶
 - 二、登簿とん数五とん未満又は積石五十石未満の船舶
 - 三、毎月一回以上入港する定期船舶
 - 四、その他知事が特別の理由ありと認める船舶
- 第八條 使用者が港灣施設を滅失若しくはき損したときは、これを原形に回復させ又はその回復に要する費用を賠償させることがある。
- 第九條 使用箇所を蔵置中のものについて生じた損害に對しては、縣はその賠償の責に任じなす。
- 第十條 港灣施設の使用については、すべて境港務所員の指揮に従わなければならない。
- 第十一條 詐偽その他不正の行為に因り使用料の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた全額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

この條例は、昭和二十四年二月二十七日からこれを適用する。

境港港内施設使用料條例（昭和二十一年五月一日鳥取縣令第三十三号）及び境港繫船岸壁並に繫船棧橋使用料條例（昭和二十一年五月一日鳥取縣條例第八号）はこれを廢止する。

第二條別紙様式一

境港港灣施設使用許可願

- 一、使用目的
 - 一、使用箇所

長	米	平方	米
巾	米	平方	米
 - 一、使用期間

自昭和	年	月	日
至昭和	年	月	日
 - 一、使用料金

御指定の通り

- 右御許可下さいますよう御願ひ致します。

附 則

鳥取縣知事 殿

住所 氏 名

備考 右様式は上屋、野積場、物揚場の使用出願の場合に使用するものとす。

第二條別紙様式二

境港けい船使用許可願

- 一、船 各 丸
- 一、総とん数 とん
- 一、登簿とん数 とん
- 一、けい留場 所岸壁又はさん橋
- 一、けい留期間 自 月 日 午 時 分 至 月 日 午 時 分
- 一、けい船料 御指定の通り

右御許可下さいますよう御願ひ致します。

年 月 日

住所

氏 名 印

鳥取縣知事 殿

備考 右様式はけい船岸壁及びさん橋の使用出願の場合に使用するものとする。

鳥取縣條例第十四號

昭和二十三年四月鳥取縣條例第二十八號縣立学校入学選抜手数料徴收條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣立学校入学選抜手数料徴收條例中改正條例第二條中「五拾円」を「百五十円」に改める。

附 則

この條例は昭和二十四年二月一日から適用する。

鳥取縣條例第十五號

昭和二十一年六月鳥取縣條例第十一號鳥取縣繭檢定所手数料條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣繭檢定所手数料條例中改正條例第一條中 第七号を削る。

附 則

この條例は昭和二十三年九月一日からこれを適用する。

鳥取縣條例第十六號

昭和二十三年七月鳥取縣條例第四十二號鳥取縣眞綿及び眞綿製品検査條例は昭和二十三年九月七日限りこれを廢止する。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

規 則

鳥取縣規則第十四號

大正十五年六月鳥取縣令第四十七號土木費支弁並土木費補助規則は、これを廢止する。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣規則第十五號

昭和二十三年鳥取縣規則第四十號兒童福祉法施行細則の一部を次のように改め昭和二十三年十二月二十一日からこれを適用する。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

附則第三項「この規則は基き町村長より知事に提出する書類はすべて所轄地方事務所を経なければならぬ」とあるを「この規則に基き市町村長から知事に提出する書類は第四條、第六條、第八條乃至第十條については所轄保健所長を、その他については所轄地方事務所長を経由しなければならぬ」に改める。

別表第一号(裏面)(医師、助産婦の方へおねがい)の項の「兒童課」を「公衆保健課」に改める。

別表第四号の「鳥取縣知事」を「市町村長」に改める。

鳥取縣規則第十六號

鳥取縣吏員等恩給條例(昭和二十四年鳥取縣條例第六号)

01094

附則第十五條の規定により改正すべき恩給の改定及び請求手続を次のように定める。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西尾 愛治

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例附則第十五條の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続

第一條 鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例(昭和二十四年鳥取縣條例第六号。以下特例という。)附則第十五條の規定により改定すべき退隱料、増加退隱料又は扶助料であつて、昭和二十三年九月三十日以前の日附のある証書によつて支給するものについては、特例附則第十八條但書に規定するものを除き、権利者の請求を待たずこれに改定して、その改定年額を表示した新証書を権利者に昭和二十四年三月二十日までに交付する。

第二條 権利者が前條の新証書の交付を受けたときは、新証書受領書(別記第一号様式)に従前の恩給証書並びに退隱料を受ける者にあつては戸籍抄本を、扶助料を受ける者にあつては戸籍謄本を添へて、これを当

庁に差し出すことを要する。

第三條 特例附則第十五條の規定により改定すべき退隱料、増加退隱料又は扶助料であつて、昭和二十三年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び従前の年額を表示した証書を發行する。

第四條 昭和二十三年九月三十日以前の日附のある証書は、昭和二十四年九月三十日限りその効力を失う。

第五條 特例附則第十八條但書の規定により特例第五條第一項又は第六條第二項の規定による加給について、改給について、改定請求しようとする者は、改定請求書(別記第二号様式)に加給の原因となる者の戸籍謄本及びその者が恩給を受ける者により生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明瞭にできる申立書(別記第三号様式)並びに恩給の証書を添付して、これを当庁に差し出すことを要する。

第六條 前五條の場合において、これらの規定に別段の規定のない事項については、鳥取縣吏員等恩給條例施行細則(昭和十四年鳥取縣條例第三号)を準用する。

01095

附則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

第一号様式

新証書受領書

- 一、証書番号
- 一、恩給金額

右新証書を受領しました。

年 月 日

現住所

権利者 氏

名 印

鳥取縣知事 殿

第二号様式

増加退隱料年額改定請求書

- 一、証書番号
- 一、証書の日附
- 一、恩給年額

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例附則第十五條の規定に

よつて前記恩給年額を改定されたく、証書類を添えて請求する。

年 月 日

本籍地

現住所

請求者 氏

名 印

鳥取縣知事 殿

扶助料年額改定請求書

- 一、扶助料証書番号
- 一、証書の日附
- 一、扶助料年額

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例附則第十五條の規定によつて前記扶助料年額を改定されたく、証書類を添えて請求する。

年 月 日

本籍地

現住所

鳥取縣知事 殿 請求者 氏 名 ㊦

第三号様式

増加退隱料の加給の原因となる者の生計関係申立書

加給の原因となる者の氏名	増加退隱料受給者との続柄	生計関係

右の通り申し立てる。

年 月 日 受給者 氏 名 ㊦

備考 生計関係欄には増加退隱料受給者と同居している者については、その同居関係を明記し、これと同居していないものについては、増加退隱料受給者との生活上の相互依存関係を詳記すること。

扶助料の加給の原因となる者の生計関係申立書

加給の原因となる遺族の氏名	縣吏員等との続柄	生計関係

右の通り申し立てる。

年 月 日 受給者 氏 名 ㊦

備考 生計関係欄には、扶助料受給者と同居している者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、扶助料受給者と生活上の相互依存関係を詳記すること。

◆鳥取縣規則第七七號
昭和二十三年法律第二百十号指定農林物資検査法に基き、鳥取縣真綿及び真綿製品検査規則を次のように定める。

和二十四年三月四日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣真綿及び真綿製品検査規則

第一條 指定農林物資検査法に基く真綿及び真綿製品の検査は、この規則の定むる所による。

前項の検査は鳥取縣繭検定所がこれを行う。

第二條 検査は、別紙の検査標準によりこれを行い、合格品には検査合格証票(様式第一号甲)を、不合格品には検査不合格証票(様式第一号乙)を貼付する。

第三條 検査は、真綿については五匁一束毎に、加工真綿については、袋真綿については五〇匁一把、丹前真綿については一点毎に及び真綿製品については一点毎に行う。

第四條 検査を受けようとする者は、検査請求書(様式第二号)に必要な事項を記載し、毎月五日までに、鳥取縣繭検定所長に二部提出しなければならない。但し急を要する場合は、この限りでない。

第五條 鳥取縣繭検定所は、検査のため受入れた真綿及び

び真綿製品について、天災其の他やむを得ない事由によつて生じた損害については、賠償の責を負わない。

第六條 検査を受けようとする者は、検査請求書の提出と同時に、左の区別により手数料を納付しなければならない。

- 普通真綿五匁一束につき 十二円
 - 丹前真綿一点につき 一円二十錢
 - 袋真綿五〇匁一把につき 一円二十錢
 - 真綿製品一点につき 二円八十錢
- 既納の手数料は検査に著手したる後においては、いかなる理由があつてもこれを還付しない。

附 則

この規則は、昭和二十三年九月一日からこれを適用する。

01098

様式第一号甲



様式第一号乙



縦 二種七五
横 六種七五

01099

00110

鳥取縣公報 検査請求書

鳥取縣産検査所 受付番号検査号

鳥取縣産検査所 股

住所 氏名 印

検査希望年月日 昭和 年 月 日

検査施行年月日 昭和 年 月 日

検査の場所

種別	品名	数量	単價	金額	検査手数料	摘要
			円 銭	円 銭	円 銭	
合計						
備考						

△印は検査員記入す 所風組合理事長 承認印

(別表)

真綿及び真綿製品検査標準

(一) 普通真綿

- (イ) 品質の検査は左の点につき、これを合格、不合格とする。
- 一、色次の良否
 - 二、手觸の良否
 - 三、含湿度(含水分率十二%以内)
 - 四、荷揃整理の良否
- (ロ) 規格 曲尺八寸乃至九寸を以て縦横の長さとする。
- (ハ) 加工真綿
- 袋真綿
- (1) 手摘袋真綿(原料真綿)
- (2) 板摘真綿 (〃)
- (イ) 品質の検査は左の綜合点により合格、不合格とする。
- 一、色次の良否
 - 二、手觸の良否
 - 三、湿度(十二%以内)
 - 四、整理の良否
- (ロ) 規格

01100

丈鯨尺一尺一寸乃至一尺二寸 巾一尺乃至一尺一寸
目付五匁以上とする。

丹前眞綿

(イ) 品質の検査は左の総合点により合格、不合格とする。

- 一、真綿の風延の良否
- 二、色沢及び手觸の良否
- 三、糊付の良否
- 四、濃度(十二%以内)

(ロ) 規格

- 大人用 不鯨尺六尺 巾四尺
- 小人用 丈鯨尺三尺 巾四尺

(三) 眞綿製品

(イ) 品質の検査は左の点につきこれを合格、不合格とする。

- 一、組み方の良否
- 二、色染の良否
- 三、整形の良否

(ロ) 規格
量目、密度、仕上寸法は左記による。

(大人用品)

種別	目付	密度(一〇纏間)	仕上寸法
ショール	五〇 ^匁	一一	一一
マフラー	二五	二二	二五
羽織下	四〇	一一	一一
チョツキ	四〇	一一	一一
ズボン下	七〇	一一	一一
(子供用品)			
ベビーケープ	七〇	一一	一一
ベビージレ	二五	二六	二八
チャンチャンコ	二五	二六	二八
ベビーチョツキ	二五	二六	二八
ベビーツクス	七	二六	二八
ベビー帽子	六	二六	二八

00001

子供マフラー	一八	二六	二八	一〇
袖付子供羽織	五〇	二六	二八	一〇
子供服上着	四〇	二六	二八	一〇
ズボン	三〇	二六	二八	一〇

告示

鳥取縣告示第五百五號

土木費支弁並びに土木費補助規程を次のように定める。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

土木費支弁並びに土木費補助規程

第一條 法令に別に定めがあるものを除く外、縣費で支弁する河川及び港湾は、別表の通りとする。但し非常災害の際、防禦に要する費用は、旧來の慣行により關係市町村その他公共團體の負担とす。

第二條 市町村、町村組合又は水利組合の次に掲げる土木費が市町村、町村組合にあつては、直接國稅、縣稅

の年額の百分の三、水利組合にあつては、地租年額の百分の十を超過する場合には、その超過額に対し縣費を補助することができる。

- 一、重要な道路、橋梁の新設又は改築工事
 - 二、河川改修工事
 - 三、港湾修築工事
 - 四、利害關係重大な海岸、堤防又は護岸工事
 - 五、利害關係重大な管、えん、ため池、用悪水路の新設又は改築工事
 - 六、上下水道の築設又は改良工事
 - 七、前各号に掲げるもの非常災害に回る復旧工事
- 前項の直接國稅、縣稅は、補助申請書を提出する日の属する前年度の賦課額とし、地租はその年の一月一日現在額とする。
- 第三條 次の各号の一に該当するときは、特別の事由がある場合の外縣費を補助しない。
- 一、通常工事で一ヶ所の査定工費が、十万円未満であるとき。

00002

二、災害工事で一ヶ所の査定工費が、二万円未満であるとき。

三、ひ管、えんてい、ため池、用悪水路の新設又は改良工事で、利害関係段別十町歩未満であるとき。

四、幅六尺未満の道路及び附属物の工事。

五、利害関係が小であると認める工事。

六、後年に譲つても害がないと認める工事。

第四條 補助工事は、知事が査定した設計により施行しなければならない。

第五條 補助金は、査定工費から第一條の直接国税、縣稅又は地租額を控除した残額に対し、次の区分により算定する。

一、通常工事 十分の四以内

二、災害工事 十分の七以内

通常工事については、工事の百分の三以内の雜費を認めることができる。

特に重要と認める工事については、第一期の補助歩合に、加し且地租額を控除しない。

同一年度内に、二回以上の災害に遭遇し、縣費補助の必要を認められた場合には、地租額の控除はこれを一回にとめる。

第六條 設計変更のため工費に増減を生じた場合には、その割合で補助金を増減する。但し、増額は特別の事由がある場合の外、最初の指令額を超えてはならない。

第七條 補助金は、工事成功検査後、知事が認定した精算額に対し最初の指令により算定交付する。但し、認定精算額に対し算出した補助金が、最後の指令額を超過する場合には最後の指令額による。

第五條第一項の規定により直接国税、縣稅又は地租額を控除する外、次に掲げる収入金は認定精算額から控除し、その残額に対し補助金を算定する。但し、特別の事由がある場合にはこの限りでない。

一、道路法第三十七條、第三十九條及び第四十一條の規定による負担金

二、寄附金

三、国庫補助金

00003

四、残存物件の換價金額

五、前各号の外工事に伴う収入金

補助金に円位未満のは数が生じた場合にはこれを切捨てる。

第八條 補助金は、事業年度にかゝらず、縣財政の都合により数年度に分割することができる。

第九條 念施を要する工事については、知事の承認を受け補助指令前に工事に着手することができる。但し、これを補助の前提となすことはできない。

第十條 補助工費並びに前條の工事については、隨時吏員を派遣し、監督又は必要な指示をさせることがある。

第十一條 あらたに国道に認定され又は府縣道に認定し、若しくは河川、港湾を縣費支弁に編入した場合において、その道路、河川、港湾の工事に対し、既に縣費補助の内定したものは、その工事が成功するまで、その部分は縣費で支弁しない。

附 則

第一條 この規程は、公布の日から、これを施行する。

第二條 この規程施行の際、既に縣費補助の内定した工事については、なほ、従前の例による。

◇鳥取縣告示第六六號

兒童福祉法第三十五條第二項により兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種別	経営主体	施設の名称	施設の長	所在地	定員
助産施設	社団法人	鳥取赤十字病院産院	永井純三	鳥取市西一番地	一
			母		一
			子		一

◇鳥取縣告示第七七號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 鳥取市本町二丁目一八番地

現住所 同東町七六番地ノ二

00004

00000

00005

00009

昭和廿四年二月廿二日第一、三三二九号
 録 田 よ し
 明治四十四年三月九日生
 本籍地 東伯郡由良町大字由良宿一、六〇二番地
 現住所 同倉吉町大字東岩倉町二、二二九番地
 昭和廿四年二月廿二日第一、三三〇号
 佐々木 富 惠
 大正十二年一月六日生
 本籍地 米子市角盤町一丁目七九番地
 現住所 同
 昭和廿四年二月廿二日第一、三三二一号
 牧 野 幸 枝
 大正十年七月十一日生
 本籍地 西伯郡天津村大字福成一、二二〇番地
 現住所 同
 昭和廿四年二月廿二日第一、三三三二号
 赤 井 秀 子
 大正七年 月二十日生

◇鳥取縣告示第八八號
 境特別都市計画事業復興土地区劃整理のため特別都市計画法施行令第十三條による地区を次のように指定した。
 昭和二十四年三月四日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 区 域 種 別
 境特別都市計画事業復興土地区劃整理全地区 丙地区

◇鳥取縣告示第九九號
 国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。
 昭和二十四年三月四日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 一、国民健康保険を行う村 一、條例制定の認可年月日
 氣高郡酒津村 昭和二十四年二月二十六日
 同日置谷村 同

◇鳥取縣告示第一百十號

昭和二十二年十一月厚生省令第三十号醫藥品等配給規則第九條により醫藥品等地方販売業者を次のように登録する。
 昭和二十四年三月四日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録年月日	登録番号	登録者氏名又は名称	同上營業所所在地
昭和二十四年三月一日	第一号	山田 芳藏	鳥取市川端四丁目二九番地
同	二	林 象太郎	同 九三番地
同	三	常田 雅雄	同東品治町一四〇番地
同	四	大村久兵衛	同片原三丁目三四番地
同	五	池田雄次郎	同今町一丁目四〇番地
同	六	乾 芙美子	同立川町四丁目一二九番地
同	七	小林 直治	東伯郡倉吉町大字明治町一〇三二番地六
同	八	河本重太郎	同東仲町二六一八番地

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	同	同
富谷 義郎	稻田松太郎	杉原 幸子	増谷慶一郎	木下 貞徳	明治商事株式会社	米子地方醫藥品販売商業協同組合	島田 鉄雄	同	同
同河原町一九〇四番地	米子市紺屋町一番地	同純町二丁目一四二番地	西伯郡境町相生町五七番地	米子市西倉吉町五七番地	同 日野町七二番地	同 大工町三〇番地	日野郡黒坂町大字黒坂一二一六番地	同	同

◇鳥取縣告示第一百十一號
 林業種苗法第三條の規定に基き母樹及び母樹林を次のように指定する。
 昭和二十四年三月四日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

郡	町	村	大字	字	地	番	樹種	本数	郡	町	村	氏名	備考
東伯	榮	龜谷	柿谷山	九九七	アカマツ	一三	東伯	榮	池本	登市	母樹林		
				九八〇	クロマツ	一							

鳥取縣告示第百十三號
鳥取縣水産製品検査手続規則第六條の規定に基き証紙
亮捌所を次のように定める。
昭和二十四年三月四日
鳥取縣知事 西尾愛治

指 定 年 月 日 住 所 亮 捌 所 名

昭和二十四年一月一日 鳥取市吉方 鳥取縣水産業会

鳥取縣告示第百十三號

家畜傳染病予防法第七條の規定により次の区域に飼養する満十四箇月以上のすべての養殖牝牛(分娩直前直後のものを除く)に対して牛の原生虫病とりこもなす病」定期検診を実施するから該当牛の所有者又は管理者は所定の日時及び場所に着牛をひきつけ検診を受けなければならない。

昭和二十四年三月四日
鳥取縣知事 西尾愛治

検査月日	検査区域	検査場所	時刻
三月十日	氣高郡神戸村	同上	午前十時
同十一日	大和村	同上	同
同十二日	美穂村	同上	同
同十四日	大正村	同上	同九時
同十五日	東郷村	同上	同
同十六日	松保村	同上	同
同十七日	湖山村	同上	同
同十八日	吉岡村	同上	同十時
同十九日	大郷村	同上	同
四月六日	東伯郡上中山村	東伯郡上中山村 樋口 羽田井	午前十時 午後一時
同 七日	同下中山村	同上検査場	午前十時
同 八日	安田村	同上市場	同九時
同 九日	赤碓町	同上市場	同九時
同 九日	上北條村	同上検査場	午前九時
同 九日	中北條村	同上市場	午後一時
同 九日	成美村	同上市場	午前十時
同 九日	下北條村	同上市場	同九時
同 九日	西郷村	同上市場	午後一時
同 九日	上井町	同上市場	同

同十一日	以西村	同上同	午前九時
同	社村	同上同	同九時
同	倉吉町	同上市場	午後一時
同	同長瀬村、宇野村、橋津村、淺津村	同長瀬村、同淺津村	午前十時 午後一時
同	氣高郡勝部村	同上	午前十時
同十二日	東伯郡八橋町	同上検査場	同
同	高城村	同高城村上稻田大立	同九時 午後一時
同	泊村	同上検査場	午前十時
同	舍人村	同上市場	午後一時
同	氣高郡日置村	同上	午前十時
同十三日	東伯郡古布庄村	古布庄村	同九時 同十一時
同	北谷村	同北谷村	午前九時 午後一時
同	花見村	同上検査場	午前十時
同	東郷村外一	同上市場	午後一時
同	氣高郡日置谷村	同上	午前十時
同十四日	青谷町	同上	同九時
同十五日	東伯郡上郷村	同上検査場	同十時
	下郷村	同上市場	午後一時

同	小鴨村	同上同	午前九時
同	旭村	同旭村小河内三朝村横手	同十時
同	東伯郡浦安町	同浦安町金市	午前十一時
同	同上小鴨村	同上検査場	同九時
同	旭村	同上助谷市場	同九時 午後一時
同	氣高郡逢坂村	同上大谷市場	同十時 午後一時
同	東伯郡由良町	同上	同十時 午後一時
同	南谷村	同上検査場	午前九時
同	矢送村	同上市場	午後一時
同	竹田村	同上	午前十時
同	氣高郡勝谷村	同上	午前十時
同	東伯郡大誠村	同上検査場	同八時
同	山守村	同上	同十一時
同	三德村	同上	同八時
同	小鹿村	同上	同十時

同	氣高郡浜村町	同上	午前九時	同二十一日	同	實木村	同上	同
同二十日	東伯郡灘手村	同上	同九時	同二十二日	同	末恒村	同上	同
同	榮村	同上	午後一時	同二十三日	同	鹿野町	同上	同十時
同	氣高郡瑞穂村	同上	午前九時					

選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第十一号

政治資金規正法第二十八條の規定により提出された衆議院議員候補者足鹿覺の選挙運動に関する收支に関する報告書
(精算届後なされたもの)の要旨は左の通りである。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

公職の候補者の選挙運動等に関する收支に関する報告書要旨

一、選挙の種類 昭和二十四年一月二十三日執行の衆議院議員総選挙

二、報告書要旨

候補者氏名	出納責任者	氏名寄附及びその他の収入の総額	支出の総額	差引	報告書の受理年月日
足鹿 覺	門脇 武夫	一三、三八〇、〇〇	一三、三八〇、〇〇	〇	昭和二十四、二、十九
三、主要な寄附者及び支出					

(一)寄附者

候補者氏名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
足鹿 覺	五〇〇、〇〇	一	高見龍太郎	農業	西伯郡逢坂村
	五〇〇、〇〇	一	手嶋 考一		同
	五〇〇、〇〇	一	柴田 政子		同 彦名村
	五〇〇、〇〇	一	藤岡 悦男		同
	五〇〇、〇〇	一	石谷 眞時		同
	五〇〇、〇〇	一	内田 米次		同
	五〇〇、〇〇	一	山崎 登		同
	五〇〇、〇〇	一	高林 堯		同

(二)支出

なし

鳥取縣選舉管理委員會告示第十二号

政治資金規正法第十七條及びこれを準用する第十八條の規定により提出のあつた協会その他の団体の收支に関する報告書(政治資金規正法第三條第二項の規定による目的を有しなかつた日現在のもの)の要旨は、左のとおりである。

昭和二十四年三月四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

政党協会その他の團体の收支に関する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十三條第一項及びこれを準用する第十八條の規定による報告書
二、期間 自昭和二十三年十二月二十七日
至同二十四年一月三十一日

三、報告書要旨

団体名	寄附及び収入の総額		一件以上の寄附の総額		一件以上の寄附の総額		支出の総額		一件以上の支出の総額		一件以上の支出の総額		報告書受理年月日
	額	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額	件数	
国鉄労働組合米子支部	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	昭和二十四年二月七日
全日通労働組合	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	同
関西地区本部鳥取縣支部	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	同
同 鳥取分会	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	同
同 米子分会	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	同
同 倉吉分会	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	同
鳥取縣西部労働協選挙対策委員会	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	同
鳥取縣中部労働組合協議会	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	同
鳥取縣東部労働組合協議会	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	同
鳥取縣労働組合協議会	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	同

日民組合鳥取縣連合会	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	同
同 西部地区連合会	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	同
同 中部地区連合会	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	10,000.00	1	同

四、主なる寄附者及び支出

(一) 寄附者

協会その他の団体名

寄附の総額

件数 寄附者の氏名 職業

住所又は主たる事務所所在地

日本農民組合鳥取縣連合会 中部地区連合会

10,000.00

1

東 春藏 農業

東伯郡上北條村

(二) 支出

協会その他の団体名

支出の総額

件数

支出の目的

鳥取縣西部労働協選挙対策委員会

3,000.00

1

足鹿覚氏へ選挙資金

日本農民組合鳥取縣連合会 中部地区連合会

3,190.00

1

通信費

同

5,534.00

1

寄附者 東 春藏氏へ返金